

# 令和8年度ローカル・ゼブラ企業創出等支援業務 仕様書

## 1. 目的

人口減少および少子高齢化が加速する昨今、地域社会が抱える課題は複雑化かつ多様化の一途を辿っている。

一方で、これまで地域課題の解決を主導してきた行政機関においては、人的資源の減少により公共サービスの維持が構造的な限界を迎えつつあり、既存の枠組みでは対応しきれない課題が顕在化しつつある。

こうした局面において、本事業では地域課題を新たな「ビジネスの種」と再定義し、地域の社会課題解決（社会的インパクト）と、雇用や投資の創出（経済的インパクト）の双方を追求する「ローカル・ゼブラ企業」を数多く輩出し、県内自治体の官民共創促進の動きと合わせ、地域課題解決の持続的解決に資するエコシステムの構築や地域経済の自律的な発展を目指す。

※社会的インパクト…地域の社会課題を解決し、社会に良い変化を与えること

※経済的インパクト…雇用の創出、消費額、生産性、投資額などへの良い変化

## 2. 事業で解決すべき課題

- ・ローカル・ゼブラ企業のロールモデルや、社会課題解決や地域課題解決を起点としたビジネスネットワークが不足しており、企業の社会的責任に対する関心が高まる一方で、自社の事業活動を通じた社会的価値の創出やイノベーション創発、自己変革の動機づけが進まない。
- ・事業を通じて創出される社会的インパクトを非財務情報として適切にデザインし、地域や社会へ事業価値を正しく伝達する手法や仕組みを学ぶ環境が不足しており、共感の基でつながる仲間の巻き込みや、地域・社会への還元を起点とする金融機関・投資ファンドへの価値訴求が進まず、事業・ビジネスへ昇華するための「壁」が超えられない

## 3. 施策のターゲット

- ・和歌山県にゆかりのある経営者や経営幹部
- ・和歌山県において創業を志す者
- ・ローカル・ゼブラ企業経営者

## 4. 実施内容

### (1) ローカル・ゼブラ MBA（仮称）の実施

- ・地域課題の解決と経済的自立を両立したローカル・ゼブラ企業として、創業・成長モデルを修得するための体系的連続講座（キックオフイベント含む）を企画・運営（県と協力した集客活動を含む）すること。
- ・上記プログラムについては、以下「プログラムを通して目指す姿」を主な到達点とし、これの達成を目指した内容とすること。

○プログラムを通して目指す姿

- ・ 独占や競争ではなく、「共存・共生」や「持続可能性」を起点とした経営哲学の下、ローカル・ゼブラ企業としての成長ビジョンやマインドセットが明確になっている
- ・ 地域課題や地域資源を「価値」に変換し、地域や社会など多様なステークホルダーとの連携による収益性のあるビジネスモデルを構築できる
- ・ ロジックモデルや Theory of Change の策定等を通じ、顧客、地域や社会、投資家などに対し事業活動が生み出す地域還元や地域循環などの社会的効果を論理的に整理し、「想い」を「論理」に変換できる
- ・ 融資や投資、寄附や助成金など様々な資金調達手法がある中で、それぞれの利点・欠点を理解し自社のありたい姿を実現するためのファイナンスを選択できる
- ・ ローカル・ゼブラ企業としての成長モデルを理解した上で、中期的な経営計画（資金計画含む）を描ける

① キックオフイベントの実施

ロールモデルによる講演等を通じローカル・ゼブラ企業の目指す姿や社会・地域にもたらす価値を伝え、ローカル・ゼブラ企業としての創業・成長機運が高まるイベントを開催する。

ア 開催時期

2026年5月頃

イ 参加者

100名程度

ウ 開催場所・開催方法

和歌山市内にて開催 ※オフライン及びオンラインのハイブリッド開催とする

② ローカル・ゼブラ MBA（仮称）

ローカル・ゼブラ企業としての創業や成長に際し必要な考え方・スキルを体系的に修得できる体系的な連続講座を実施すること

ア 開催期間

2026年6月頃から2027年3月頃まで

イ 参加者

15人程度

ウ 開催回数

10回程度（月1回以上の開催を目安とする）

エ 開催場所・開催方法

- ・ 和歌山市内にて原則オフライン開催とする

※習熟度に応じた補講等の実施に際してのオンライン活用はこれを妨げない

オ その他

- ・ 対象者は原則全プログラムの参加を必須とする
- ・ 全プログラム参加の上、和歌山県が適切と認めた者に対しては修了証を交付する。

## (2) アクセラレーションプログラムの実施

- ・既にローカル・ゼブラ企業として事業活動を行う事業者や社会的インパクトや成長ポテンシャルが大きい事業者等に対し次の事業ステージへの成長を目指した個別伴走型の成長加速プログラムを提供する。
- ・支援にあたっては以下①から⑤の要素を取り入れること。また、開催や選考、面談等にあたっては、オンラインでの開催を可能とする。
- ・アクセラレーションプログラムはローカル・ゼブラ MBA（仮称）の上位プログラムとして位置付け、双方において有機的な連携を図ることとする。

### ① 参加者募集及び選考会の開催

- ・県と協力し、参加者を募集する。募集期間終了後に選考会を開催し、志望動機や本気度、事業プランやプレゼンテーション等の内容を踏まえうえで6社程度を選定すること。

### ② 個別メンタリング運営

- ・実施時期は概ね6か月程度とし、月1回以上のペースで実施すること。
- ・進捗管理やモチベーション維持のため、プログラム内容、管理人員などについて提案すること。
- ・和歌山県とゆかりのある先輩起業家など適切な外部メンターによる面談等を行うこと。また、謝礼金等が発生する場合は受託者がこれを支払うこと。
- ・メンタリングを行った際には、次回の支援に向けて記録を残すとともに、県からの求めに応じて、速やかに内容を報告すること。

### ③ 全体ワークショップ運営

- ・ローカル・ゼブラ企業としての成長加速・事業拡大に必要な考え方やビジネススキルを学ぶワークショップを開催すること。  
※ワークショップの内容は適宜県と協議の上進めることとするが、ローカル・ゼブラ MBA（仮称）の上位プログラムとして位置付けることを意識し、より実践的な学びが得られるものとする。
- ・実施期間は概ね6か月程度とし、月1回以上のペースで実施すること。
- ・必要に応じローカル・ゼブラ MBA（仮称）をアクセラレーションプログラムのワークショップに充てることも可能とする。

### ④ ローカル・ゼブラ MBA（仮称）との連携

- ・ローカル・ゼブラ MBA とのプログラム連携や両プログラム参加事業者間の交流を実施するなどローカル・ゼブラ企業コミュニティの形成や協業の促進を目指したプログラムを実施すること

### ⑤ 成果発表会の開催（3月予定）

- ・全参加企業の成果発表の場を設け、開催の広報、周知を含めて運営を行うこと。
- ・開催にあたっては、オフライン・オンラインでのハイブリット開催とすること。

## (3) Web サイトの開設

- ・事業概要、参加者募集、イベント周知、開催報告などを掲載するHPを作成すること。
- ・本Webサイトには県や他の支援機関が実施する他の関係事業の広報周知を掲載する場合がある。
- ・掲載情報の更新やSEO対策等を行うこととし、定期的にこれを分析し、本県に報告すること。
- ・HPのURLは県が提供するアドレスを使用すること。
- ・各種ブラウザで適切に表示されるものであること。また、PC、タブレット、スマートフォン等の

各種端末でも最適に表示されるようにすること。

- ・ サイト全体を常時 SSL 化すること。
- ・ HP 開設にあたり必要なサーバは、受託者が用意するものとし、レンタルサーバを利用すること。
- ・ レンタルサーバは、アクセスの負荷・セキュリティを考慮して信頼度の高いサーバとし、バックアップ機能のあるものとする。
- ・ 外部からの不正アクセスや内部からの不正操作に関する十分なセキュリティ対策を講ずること。
- ・ コンピュータやサーバは、十分なウイルス感染防止策を講ずること。
- ・ ホームページ更新システム（CMS）の利用に当たっては、次の対策を施すこと。
  - (a) セキュリティアップデートを定期的に適用し、最新の状態を維持すること。
  - (b) ファイル等に不必要な権限が付与されていないか、定期的にパーミッションを確認すること。
  - (c) 特定管理者を除く利用者が root 権限を得られないように設定すること。
- ・ サイバーテロ、ウイルス感染及び情報漏えい等のセキュリティインシデント発生時には、県に報告の上、速やかに対応を行うこと。
- ・ 運用保守要件
  - ① 当該業務を行うために必要となるシステムについて、設計書・マニュアルを細部まで理解し、正確な業務推進と適切なシステム保守を行うこと。
  - ② バージョンアップを行う際には、必ずアプリケーションに及ぼす影響についての調査を行うこと。
  - ③ ウェブサイトの運用上必要な全ての OS、ミドルウェア、ソフトウェア等について、サポート切れ及びライセンス違反にならないよう、適切に管理及び助言を行うこと。
    - ・ HP 開設までに以下のものを納品すること。
      - ・ レンタルサーバ及びホームページコンテンツに係る設計書
      - ・ 運用維持管理に必要な手順を整備した運用手順書
      - ・ ホームページコンテンツ

#### (4) その他 ※ (1) (2) (3) 共通

- ・ 自治体伴走型官民共創支援事業や他の創業支援施策との相乗効果に努めること。
- ・ イベント企画、周知、集客、申込受付、講師手配、謝金支払の他、参加希望者からの問い合わせ対応など事務局機能を担うこと。
- ・ 実施会場は本事業の目的に沿った県内施設等から選定すること。
- ・ 参加者・関係機関を含む連携や参加者とメンター等との連携によるコミュニティ創出を図ること。
- ・ 対面・非対面の情報発信等を行い、県内企業、支援機関などとの関係構築・強化を図ること。
- ・ 参加事業者の成長を促すため、相談、支援策の提供、支援機関の紹介など、個別相談が受けられる体制を提案すること。
- ・ アクセラレーションプログラムは、支援対象者数によって、契約金額の減額の可能性があることから、1 者毎の費用の内訳がわかるように見積書に記載すること。
- ・ 懇親会の食事など給付につながる費用が発生する場合、参加者から実費を徴収すること。
- ・ 経営者団体との連携や、既存施設や既存のサービスの活用、運営体制など、本事業目的の達成に資する独自の実施内容（周知イベントの実施等）があれば具体的に提案すること。

#### 4. 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

#### 5. 予算上限額

15,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### 6. 実績報告

実績報告書を電子媒体、または適した手段により業務期間内に提出すること。

（提出先）

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通1-1

和歌山県商工労働部企業政策局企業振興課 竹内

E-mail : takeuchi\_y0019@pref.wakayama.lg.jp

#### 7. その他

- ・業務の実施にあたっては、業務内容を十分に理解し、和歌山県と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。
- ・受託事業者は、業務の実施の際に、知り得た個人情報とは適正に管理し、決して漏洩、不正使用を行わないこと。本契約終了後も同様とする。
- ・仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、和歌山県と十分に協議の上、決定すること。
- ・令和8年度の業務が次年度に他の事業者に交代した場合には当該受託者に対し、本事業の運営に必要なデータの受け渡しを含む適切な業務の引継ぎを行うこと。また、次年度の受託者からの質問等については、本委託業務の契約期間が終了した後も令和9年5月末まで誠実に対応すること。
- ・HPの開設にあたっては、制作した成果品の著作権及び所有権は、和歌山県に帰属するものとする。また、県から提供するデータ以外の著作権の使用は、受託者が著作権者の許諾を得ること。なお、これに係る費用は受託者の負担とすること。
- ・受託者は、業務期間の満了、又は契約の解除により契約が終了するときは、委託業務につき適切な安全措置をとり、県又は県の指名する者に誠意をもってデータ等を引き継ぐこと。その調整等に係る費用一切は、本調達に含むこと。